袋井市市長交際費の公表方針

(趣旨)

第1 この方針は、市長交際費(以下「交際費」という。)の支出に係る情報の公表に関 し必要な事項を定め、もって行政運営の一層の透明性を図り、市民の市政に対する理解 と信頼を深めることを目的とする。

(公表事項)

- 第2 交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。
- (1)支出年月日
- (2)支出区分
 - ア 祝金 慶事及び各種行事等のお祝いに係る経費
 - イ 弔慰金 葬儀等における香典、花輪等に係る経費
 - ウ 見舞金 病気、災害、事故等の見舞いに係る経費
 - エ 会費 会議、懇談会等の参加に係る経費
 - オ 賛助・協賛金 各種大会及び事業への賛助・協賛に係る経費
 - カ 渉外費 意見交換、情報収集、交渉等に係る経費
 - キ その他 アから力までに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費
- (3)支出金額
- (4)支出内容等。ただし、袋井市情報公開条例(平成17年袋井市条例第15号)第7条の 規定に基づく非公開部分は除く。

(公表時期)

第3 交際費の支出に係る情報の公表は、毎月行うものとし、当該月支出分を翌月15日までに行うものとする。

(公表方法)

第4 交際費の支出に係る情報の公表は、袋井市ホームページに掲載及び市役所本庁舎情報公開コーナーにおける閲覧により行うものとする。

(適用期日)

第5 本方針は、平成19年度分の交際費から適用する。